

会員の皆様へ

この度、下記のとおり近畿運輸局長及び近畿各府県労働局長の連名により、荷主団体に対しまして協力要請文を発出されましたので、周知方ご案内申し上げますとともに、会員各位におかれましても機会あるごとに、お取引荷主等に対しまして要請していただきますようよろしくお願い致します。

(適正化事業課)

記

近運監二第 588号  
大労発基第 332号  
平成19年3月28日

荷主関係団体の代表者 あて  
(近畿：151、うち滋賀県：15)

近 畿 運 輸 局 長

大 阪 労 働 局 長  
(滋賀・京都・兵庫・奈良・和歌山)

### 貨物自動車運送事業における過労運転・過重労働防止等 労働条件の改善のための協力要請について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、運輸行政及び労働行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者につきましては、運輸関係法令及び労働基準関係法令の遵守のみならず、運送事業の特殊な労働形態等を背景として自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上等を目的とした「自動車運転者の労働時間等の改善のための告示」(平成元年2月9日労働省告示第7号。以下「改善基準告示」といいます。)及び過労運転防止を目的として「改善基準告示」と同内容の基準を定めた「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年8月20日国土交通省告示第1365号)を遵守することが求められております。

しかしながら、貨物自動車運送事業においては、依然として長時間労働の実態がみられるところであり、その背景の一つとして、集荷・配達・運転時間等の条件が厳しい場合があることなどが指摘されおります。

トラック運転者の長時間労働による過労運転・過重労働は、トラック運転者の家庭生活や健康状況に影響があるばかりではなく、交通事故の原因ともなることから、社会的にその改善が求められているところです。

このような状況の下、トラック運転者の過労運転・過重労働を防止し、労働時間等の労働条件を改善するためには、関係事業者のみならず、改善基準告示等の遵守に関する荷主の皆様のご理解、ご協力が不可欠であると考えられ、発注条件等の面で十分な配慮をしていただく事が重要であると考えております。

つきましては、貴職におかれましては、貴団体傘下の会員各社に対して下記事項について格別のご理解・ご配慮をいただくよう、ご指導方お願い申し上げます。

記

- 1 貨物自動車運送事業者については、トラック運転者の労働時間等に関し、労働基準法に定める労働時間等の規定のほか、改善基準告示等に定める拘束時間や運転時間の限度についても遵守することが必要であること。(別添参照)
- 2 運送の発注を行うに当たっては、次の事項に配慮していただくこと。
  - (1) 貨物自動車運送事業者が適切な運行計画を立てることができるように、発注条件をあらかじめ明確にした計画的・合理的な発注を行うとともに、急な発注条件の変更を行わないこと。
  - (2) 安全な運転を確保するための適切な運行時間を考慮した配送時刻を設定すること。
  - (3) 手待時間を少なくすることができるように、荷受、荷卸の時間帯の設定等について考慮すること。

## 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の内容

区 分	内 容
拘束時間 ( 1 )	1ヶ月 293時間以内 ( 毎月の拘束時間の限度を定める書面による労使協定を締結した場合には、1年のうち6ヶ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可。 )
最大拘束時間	1日 原則13時間以内 最大16時間以内 (15時間超えは1週2回まで)
休息期間 ( 2 )	1日の休息期間は、継続8時間以上 ( 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように努めること。 )
運転時間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間ごとの平均で44時間以内
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保することにより、運転を中断しなければならない。 (1回につき10分以上、かつ、合計30分以上とすることも可。 )
特 例	(1)分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間における全勤務回数 <sup>2</sup> の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割付与可。この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。
	(2)2人乗務 1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可 (ただし、車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る)。
	(3) 隔日勤務の特例 業務の必要上やむを得ない場合には、2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。

- 1 「拘束時間」とは、始業時刻から終業時刻までをいい、運転や荷役作業を行う時間、手待ち時間(例えば、トラックが現場へ到着し、荷卸しや荷積み始める時刻まで待機している時間などをいいます。手待ち時間も労働時間です。)及び休憩時間を合計したものです。
- 2 「休息期間」とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。